



「低価基準の呼称に関する用語」について：
その形式的小よび実質的意味(耳野皓三教授還暦記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平敷, 慶武 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001709

「低価基準の呼称に関する用語」について

—その形式的および実質的意味—

平 敷 慶 武

I. 低価基準の呼称に関する用語の考察の意義

低価基準の歴史は会計の歴史である、とさえ考えられる。しかし、その誕生の歴史が明確ではないのと同様に、「低価基準」(“cost or market, whichever is lower”)という名称が歴史的にいかなる時期にどのように生成してきたかも明らかではない。

したがって、「低価基準の呼称に関する用語」(以後、呼称用語と略称)について、「低価基準」という用語が明らかに使用されるように至っている今日、ここで問題にしようとしていることは、その発生史的解明ではなくて、当該用語がいかに多様であるかを指摘し、かつ、そのような多様性がいかに低価基準の内容の多様性と関連しているかを指摘することである。言い換えると、低価基準に関する呼称用語を問題にすることの意義は、単に、その用語の不統一自体が問題であるということにとどまらない。そのような形式的意義に加えて、各呼称用語は、各々、低価基準に関する根本的理解の仕方を異にし、異なる意味を内包している。つまり、呼称用語は低価基準に関する本質観を異にしているのである。したがって、また、呼称用語の相違ないし多様性が「低価基準の本質」を理解するにあたっての困難性に輪をかけているともいえるのである。たとえば、我国の「企業会計原則」における棚卸資産評価の規定には、通常の高価基準に加えていわゆる「強制低価法」なるものが規定されていると解釈する見解がある。この「強制低価法」は果して低価基準であるといえるか否かは議論を要するところであって、このことは、やはり「強制低価法」という用語と低価基準の本質観の相違とが問題になることを意味するであろう。

このように、低価基準の呼称用語に関する多様性を問題にすることの意義は、低価基準の本質観との関係を考察することにつながるのであるが、さらに、その意義は、より根本的には、次の点にある。すなわち、会計には利害関係者に対する有用な情報の提供という基本的ファンクションがある。その達成のためには、各企業の財務諸表は比較可能でなければならない。比較可能であるためには、会計における測定に関する諸手続の多様性は合理的に排除されるべきであろう。しかしながら、現実の企業会計においては、測定の諸手続は、あまりにも多様である。その多様性は、棚卸資産会計の分野に典型的に現われている。しかも、当該多様性は、その棚卸資産会計の分野の中でも、なかんずく、低価基準という手続にもっとも象徴的に現われているといえよう。事実、低価基準に関することで、問題にならないものは一つとしてないと断言してよいほどであって、その処理方法は実に多様である。つまり、有用な情報の提供という会計の基本的ファンクションの観点からみても、測定手続である低価基準の本質観と関連してくるその呼称用語の多様性について論ずることは意義をもつものといえるであろう。

このような会計の基本的ファンクションと低価基準の呼称用語との関係について、ベイリー (George D. Bailey) は、次のように述べている。すなわち、財務諸表の企業間比較可能性への要求が高まってきたために、そのような比較を可能にするための棚卸資産評価理論の確立が急務となった。その際、第一の問題は、棚卸資産評価基準の意味は共通の理解に立つべきだということである。しかし、“低価基準”という用語の意味は、あまりにも広いので説明できないか、または、實際上、十人十色である。しかも、“低価基準”という用語は普遍的に使用されているので、そのような低価基準の妥当性について理論的に論ずべき場合には、低価基準を定義しなければならない。低価基準はそれが最低価額までの切下げを意味するものとして定義される場合に限って、“低価基準”⁽¹⁾という用語は使用されるべきである、と主張されている。すなわち、ベイリーは、「取替価格か実現価格、あるいはその両者が棚卸日において購入時点よりも低いならば、棚卸資産の表示にあたって、当該棚卸資産はもっとも低い

註記 (1) George D. Bailey, Problems of Inventory Pricing, Journal of Accountancy, October, 1941, p. 143.

価額まで切下げられるべきである。もし両テストが満たされないなら、「低価基準」(lower-of-cost-or-market)という用語は使用されるべきではない。⁽²⁾と述べているのである。

そこで、低価基準の呼称用語について考察することにした。以後においては、「低価基準」という用語を一般的用語として使用する⁽³⁾ことにする。

II. 低価基準の呼称用語の分類と吟味

(一) 低価基準の呼称に関する用語の分類

それでは、低価基準の呼称用語には、どのような用語があるのだろうか。これらの用語を、我国および米国の場合について示すと、次頁のようになるであろう。

これらの用語は、形式的観点と実質的観点から大別される。さらに、前者は「一般的慣行」、「文法的正確性」、「ハイフン」、および「コンマ」等から区別れ、後者は「低価基準の本質観」および「時価観」の相違の観点から分類することができる。つまり、形式的用語は、概して、英語特有の単なる表現方法にもとづくものであり、実質的用語は、低価基準概念の質的相違を表現するための用語である。したがって、実質的用語には低価基準の本質観自体に係わるものと、低価基準における重要な問題である「時価」の解釈に係わるものがある。その中、本質観が根本的に異なる二つの低価基準観が、「静的低価基準観」⁽⁴⁾と「動的低価基準観」である。

これらの用語について、先ずは、我国にみられる低価基準の呼称用語の考察

(2) Itid., P. 143.

(3) 「低価基準」という用語を一般的用語として使用する理由は、当該用語が「企業会計原則」や「連続意見書第四『棚卸資産の評価について』」において用いられているからである。

(4) 低価基準観には、会計目的観の相違に基づき根本的に相異なる見解が存在する。すなわち、動的低価基準観と静的低価基準観がそれである。動的低価基準とは、期間損益計算目的に立脚し、有用原価ないし効用を基礎にして原価配分を行うための手続として低価基準を理解することであり、また、静的低価基準とは、財産計算目的に立脚し、財産価値を基礎にして担保力ないし支払能力を評価するための手続として低価基準を理解することである。

からはじめることにしよう。

低価基準の呼称用語の分類

相違の性格 国の別	我 国	米 国
<p>I. 形式的相違</p> <p>a. 一般的用語</p> <p>① 原 型</p> <p>② 慣行的用語 文語調 口語調 省略調</p> <p>b. 文法的正確性</p> <p>c. ハイフン</p> <p>d. コンマ</p> <p>e. その他</p>	<p>低価主義, 低価基準, 低価法, 原価時価比較低価法</p>	<p>actual cost or replacement cost, whichever is lower</p> <p>cost or market, whichever is lower</p> <p>lower of cost or market</p> <p>cost or market</p> <p>① lower of cost and market</p> <p>② lower of cost and replacement cost</p> <p>③ lower of cost and net realizable value</p> <p>④ lower of cost and net realizable value less normal profit</p> <p>⑤ lower of cost and residual useful cost</p> <p>lower-of-cost-or-market</p> <p>cost-or-market-if-lower</p> <p>cost-or-market-if-lower where-necessary</p> <p>cost or market, whichever is lower</p> <p>cost, or market if lower</p> <p>cost, or market, if lower</p> <p>cost or market, if lower</p> <p>lower cost or market</p> <p>lower price method</p> <p>LCM</p>
<p>II. 実質的相違</p> <p>(1) 本質観の相違</p> <p>(2) 時価観の相違</p>	<p>低価主義 低価基準 低価法 原価残留有用原価比較低価基準 強制低価法</p> <p>歴史原価正味実現可能価額 選択低価法 原価正味実現可能価額取替 価格選択最低価主義 最低価主義</p>	<p>① lower of cost or market (cost or market, whichever is lower)</p> <p>② lower of cost or residual useful cost (cost or residual useful cost)</p> <p>③ cost-but market if lower where necessary</p> <p>④ cost or recoverable cost</p> <p>⑤ mixed method</p> <p>① lower of cost or net realizable value (lower of cost and net realizable value)</p> <p>② lower of cost or replacement cost (lower of cost and replacement cost)</p> <p>③ lower of cost or net realizable value less normal profit (lower of cost and net realizable value less normal profit)</p>

(二) 我国にみられる低価基準の呼称用語

我国において、文献上、低価基準に関する呼称用語が初めてみられるのは、1924年（大正14年）12月の原島茂教授の論文、すなわち「商品と其評価」においてである、と考えられる。⁽⁵⁾そこでは低価基準の呼称用語として、「比較低価主義」⁽⁶⁾ないし「低価主義」⁽⁷⁾という用語がみられ、また、それとは異なる概念として「最低価主義」⁽⁸⁾という用語もみられる。同年（大正14年）の4月に出版されていた太田教授の著書『会計学綱要』においては、明らかに、低価基準に関する論述そのものはみられるが、肝心の低価基準の呼称に関する用語はどこにもみられない。⁽⁹⁾次いで、「低価主義」という用語は、1932年（昭和7年）の高瀬荘太郎著『会計学』に於て用いられ、⁽¹⁰⁾さらに、1938年（昭和13年）に長谷川安兵衛著『会計学』において用いられている。⁽¹¹⁾また、当該用語は日本会計学会編著『評価総論』に於て黒沢教授によって用いられ、⁽¹²⁾結局、この「低価主義」という用語が戦後の1949年（昭和24年）の「企業会計原則」に継承されること⁽¹³⁾に至るのである。

なお、この「低価主義」という用語は、1962年（昭和37年）8月に公表され

(5) 会計第7巻第6号，19～37頁。

(6) 前掲書，21頁。

(7) 前掲書，37頁。

(8) 前掲書，21頁。

(9) 太田哲三著『会計学綱要』，大正14年4月30日。すなわち、「運轉資産ニ関スル評価ノ原則ハ原価ニヨル。然レ其時価ガ原価以下ニ低下セル場合ニハ将来之ヲ処分スル場合ニ損失ノ生ズル惧アルヲ以テ、其ノ繰越価格ノ切下ゲヲ行フカ、別ニ価格變動準備金ヲ設ケルモノトス。」（199頁）・「棚卸ニ附スベキ価格ハ原価附スルヲ原則トナスモ、破損品、陳列場用ニ供シタルモノ、流行遅レトナリタルモノ等ニ対シテハ減価ヲ見積リテ価格ノ切下ゲヲナスヲ要ス!」（200頁）と述べられ、明らかに低価基準を説明していると断定される論述はみられる。しかし、肝心の「低価基準」に関する呼称用語そのものはみられない。

(10) 高瀬荘太郎著『会計学』（現代経済学全集第23巻），78頁。昭和7年9月，日本評論社。

(11) 長谷川安兵衛著『会計学』，昭和13年10月5日，文泉堂書房。「比較低価主義」という用語は113頁に，また，「低価主義」という用語は115頁にみられる。

(12) 日本会計学編著『評価総論』（昭和18年）所収，黒沢清稿「原価主義に関する一考察」，13頁。

(13) 「低価主義」という用語は，昭和49年8月30日改正前の旧「企業会計原則」（注

た「連続意見書第四『棚卸資産の評価』について」(以後、棚卸資産意見書と略称)に於て、「低価主義」および「低価基準」という形式的に異なる用語として継承され、現在に至っているのである。⁽¹⁴⁾なお、低価基準は、税法上、1927年⁽¹⁵⁾に「低価法」として初めて容認されている。

このように考察してみると、現在では、主として「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」等の術語が用いられ、さらに、「最低価主義」、「強制低価法」等の用語も用いられている。特に、最近においては、外国における低価基準に関する本質観の変遷を反映して、「原価残存有用原価比較低価法」⁽¹⁶⁾、「歴史原価正味実現可能価額選択低価法」⁽¹⁷⁾、および「原価正味実現可能価額取替価格選択最低主義」⁽¹⁸⁾等の用語もみられる。⁽¹⁹⁾

これらの用語は、低価基準に関して、単なる形式的相違を意味するにすぎない用語として用いられたり、また、本質的相違を意味する重要な用語として用いられることもある。あるいは、両者を意味する用語として用いられることもある。さらに、そのような相違のまったく存しない用語として用いられることもある。

特に、上記の用語の中、もっとも一般的ないし頻繁に使用される用語は、何といても、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」である。これらの用語は、頻繁に使用されている割には、その意味は釈然としない。すなわち、これらの用語は、形式的相違を示す用語として用いられたり、また、実質的相違を意味する用語として用いられることもあり、さらに、同義語として用いられ

解「注5」)までは継承して使用されている。しかし、同年改正の新「企業会計原則」においては、「低価主義」という用語は「低価基準」という用語に変更されている。

(14) 「連続意見書第四『棚卸資産の評価について』」の第一の三を参照のこと。

(15) 黒沢清主編『近代会計学大系IV資産会計論』所収・新井益太郎稿「第四章 棚卸資産会計論」, 昭和45年8月, 83頁。

(16) 新しい価格基準は、米国会計学会や米国公認会計士協会の一連の「ステートメント」にみられる。典型的には、1952年の会計研究公報第43号があげられる。

(17) Anson Herrick, Application of Accounting Research Bulletin No. 29 to Inventory Pricing Problems, Journal of Accountancy, May, 1948, p. 386.

(18) 溝口一雄編著「会計国際化の研究」所収・津曲直躬稿「国際会計基準第2号の検討」, 26頁。

(19) 前撃書, 36頁。

(20)
ることもある。

A. 形式的相違による低価基準の用語

まず、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」の各用語が、形式的相違

(20) 「シンポジウム制度会計重要問題の総合検討一⑦低価主義」(企業会計29巻8号, 1977年8月)において, 中野勲教授の報告に基づいて, 武田隆二, 藤田友治教授, および榊田圭児(公認会計士)氏によって, 「討論」および「コメント」がなされている。その中で使用された「低価基準」に関する呼称用語について, 集計したものが下記の表である。

各用語の使用頻度

論者	低 価 主 義		低 価 基 準		低 価 法	
	討 論	コ メ ン ト	討 論	コ メ ン ト	討 論	コ メ ン ト
武 田	8	1	7	3	1	0
藤 田	2	1	1	27	3	0
中 野	2	1	2	0	7	2
榊 田	1	0	1	4	8	4
小 計	13	3	11	34	19	6
合 計	16		45		25	
%	18.6%		52.4%		29.0%	

レポーターは中野勲教授。レポートにおける用語の使用頻度は, 低価主義が10回, 低価法が13回である。

特徴的なことは, 各論者によって低価基準に関して使用されている用語の種類が多様であることである。武田教授は, 「低価主義」と「低価基準」という用語をほぼ同程度に原則的に使用し, 「低価法」という用語はたった一回だけ使用されているにすぎない。藤田教授は, 「低価基準」という用語を主として用いているが, 「低価主義」, 「低価法」という用語も使用している。中野教授は, 「低価法」という用語を主として用いているが, 「低価主義」・「低価基準」という用語も使用されている。榊田氏は, 「低価法」なる用語を主として用い, 次いで「低価基準」という用語を用いている。「低価主義」という用語は, 一回しか使用されていない。

印象的なことは, 武田教授がたった一回だけ用いている「低価法」という用語は, 税法規定の説明との関連で使用していることである。

要するに, 「低価基準」に関する用語の使用は, 多様である。その多様性は, 論者間のみならず, また同一論者においても存在する。しかし, 一般的には, 「低価主義」および「低価基準」という用語は会計的ないし「企業会計原則」的の用語であり, 「低価法」という用語は税法的用語であるといえるであろう。したがって, 武田教授の場合には, 会計的の用語と税法的の用語とは区別して使用されている, と理解できるであろう。

を意味する用語として使用されていることを示す見解は、「棚卸資産意見書」等にみられる。

① 形式的相違を示す用語

「棚卸資産意見書」は、「低価主義」と「低価基準」の相違について、次のように述べている。すなわち、「棚卸資産評価の一般原則たる原価主義に対する例外的な評価原則として低価主義が存在し、広く採用されている。低価主義を具体的に適用するための評価基準を低価基準⁽²¹⁾となづける。」と述べられている。この「棚卸資産意見書」に於ては、「低価主義」は例外的とはいえ評価原則であり、「低価基準」は当該評価原則を具体的に適用するための「評価基準」である、とされている。低価基準に関する「原則」ないし「主義」という用語は評価に関する概念的基礎を意味しており、そのような概念的基礎を具体的に適用するための手続が「基準」であると考えられているから、低価基準の概念的基礎を意味する用語が「低価主義」（ないし「低価原則」）であり、その具体的適用手続が「低価基準」であることになる。したがって、「低価主義」と「低価基準」という用語の間には、低価基準に関する本質的相違はない。両用語は同質ないし同一の評価カテゴリーに属する概念的基礎とその具体的適用手続の相違を意味するにすぎないから、「低価主義」と「低価基準」という用語の相違は単なる形式的相違を意味するにすぎない、と理解されるのである。

このように、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」という用語の相違を形式的相違として理解している別の見解は、例えば、武田教授にもみられる。このことは、同教授が「低価主義を具体的に適用するための評価基準を低価基準と名づけ、低価基準を実際に適用する方法に着目するとき低価法⁽²²⁾という表現が用いられる。」と述べていることから、明らかである。

② 同義的用语

次に、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」の各用語が、同義的用语として、使用される場合がある。『会計学辞典』（黒沢清編著）に於て、「低価基準」と「低価法」という用語が、執筆者は異なるとはいえ、同一頁の箇所⁽²²⁾で別々の項目として解説されていることは、まことに興味深い。同辞典において、同

(21) 連続意見書第四「棚卸資産の評価について」第一の三、傍点引用者。

(22) 武田隆二著『最新財務諸表論』（中央経済社、1983年）、235頁。

用語は、次のように、述べられている。すなわち、「低価基準」という見出項目に関して、「低価基準 cost or market (, whichever is lower) rule 期末棚卸資産の原価と時価とを比較して、その低いほうの価額で評価する方法である。低価主義ともいわれ…⁽²³⁾」と論じて、「低価基準」に関し、期間損益計算上合理性のないこと、原価基準の例外であること、および時価は正味実現可能価額が適当であること、等が述べられている。また、「低価法」という見出項目に関しては、「低価法 cost or market whichever is lower 低価基準ともいい、期末棚卸資産の原価を比較し、いずれか低いほうの価額でその資産を評価する方法をいう。…税法上においては、棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、…税法上、原価と時価の比較による低価の事実の判定は、…税務上は原則として、…⁽²⁴⁾」と述べられている。このような解説からみて、「低価基準」は「低価主義」と同義とされ、また「低価法」は「低価基準」と同義とされているから、結局、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」の各用語が同義的用語として使用されていることは明らかである。

ただ、興味深いことは、この「会計学辞典」に於ては、「低価基準」と「低価法」という用語が、同一頁の箇所で別々の項目として異なる執筆者によって解説されていることである。というのは、解説の内容ないし表現から判断すれば、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」の各用語は同義的用語として理解されるのであるが、他方、「低価基準」と「低価法」とがあえて各々別の項目として解説されていることから推察すれば、「低価基準」と「低価法」とは異った意味をもっているかのごときサジェスションが感じられるからである。つまり、「低価法」という見出用語の解説において、「税法上…」という表現が繰返し使用されていることからみて、「低価法」という用語は、税法上の意味をもつ税法的用語として理解されているものと推察することもできよう。

また、「企業会計原則」においても、「貸借対照表原則五のA」に対する「注解」にみられる低価基準に関する用語も、現・旧「企業会計原則」の注解に

(23) 黒沢清編『会計学辞典』(東洋経済新報社、1982年)所収、山形休司稿、647頁。傍点引用者。

(23) 前掲書、児島康雄稿、648頁、傍点引用者。

おける表現は異なっているとしても、両用語は同義的であると理解できよう。すなわち、現「企業会計原則」では「低価基準」⁽²⁴⁾という用語が用いられ、他方、旧「企業会計原則」では「低価主義」⁽²⁵⁾という用語が用いられている。しかし、両者は、同義的用語であって、単なる形式的相違にすぎないと理解することができるであろう。

B. 実質的相違による低価基準の用語

「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」の各用語間に本質的相違を認めようとする積極的見解もみられる。

① 黒沢説（「低価主義」説）

まず、黒沢教授は、会計学上の用語は「低価主義」であり、「低価法」は税法上の用語であるから、両者は厳に区別されるべきである、と主張している。当該主張は、次の論述にみられる。すなわち、「低価法という言葉は税法の言葉だ。私は会計学者が低価主義の代りに、税法に追随して低価法という言葉をやたらに使うのは良くないと思う。低価主義と低価法は異なる点があるからだ。」⁽²⁶⁾と述べ、また、「…大体、低価法なんて言葉を使っているのが良くない。会計学的には低価主義でなければならない。つまり、低価主義の採用によって、時価が低落した場合、コストをそこ迄切落すというとき、それはまさに当期の収益を実現せんがためそれだけの費用を負担したものです。この考え方は、いわゆる低価法ではない。税法の洗替方式の棚卸評価法がいわゆる低価法なんだ。低価主義と区別しなければならない。会計学者が便宜上低価法という言葉を使うのは構わないが、概念的にはっきり区別しないとイケない。」⁽²⁷⁾と述べられて

(24) 現『企業会計原則注解』の「〔注10〕たな卸資産の評価損について」の(1)において、「商品、製品、原材料等のたな卸資産に低価基準を適用する場合に生ずる評価損は…」(傍点引用者)と述べられ、「低価基準」という用語が用いられている。

(25) 旧『企業会計原則注節』の「〔注5〕低価主義等の評価基準の適用に基く評価損について」(傍点引用者)においては、「商品、製品、原材料等の棚卸資産の棚卸評価については、低価主義の適用が認められているから、…」(傍点引用者)と述べられ、「低価主義」という用語が用いられている。

(26) 「座談会『インベントリー・プロフィットを繞って」(出席者—黒沢清, 山下勝治, 渡辺進, 番場嘉一郎, 阪本安一), 産業経理第17巻第7号, 109頁, 傍点引用者。

(27) 前掲書, 109頁, 傍点引用者。

同じ論旨は黒沢清著『会計学の基礎』(千倉書房, 1974年)における次の論述に

いる。

このように、黒沢教授は、「低価主義」が会計学上の用語であり、「低価法」は税法上の用語であって、両者は概念上明確に区別されるべきである、と主張している。つまり、会計学的用語である「低価主義」とは価格下落分を当期の収益を実現するための費用として負担させることであり、税法上の「低価法」とは洗替方式で適用された低価基準のことである。要するに、「低価主義」と「低価法」⁽²⁸⁾とは区別されるべき実質的用語であることが主張されているのである。

② 阪本説（「低価法」説）

低価基準の呼称用語に関して、会計学上の用語は「低価主義」であって税法上の用語である「低価法」を使用することは「…不見識もはなはだしい。」とする黒沢説とは反対に、阪本教授は、「低価法」こそが妥当な用語である、と主張している。すなわち、「むしろ現在行われている低価主義というのは損益計算目的を以って採用せられている低価主義であるという考え方をとりまして、原価主義の一つの変形と致しましての低価法、こういうものであると私は解釈するのであります。それは実際原価の範囲内において棚卸資産を評価する一つの評価法と考えられます。当期に発生した値下り損失をその取得原価から差引きまして、所謂残存原価或いは回収可能原価という範囲内で棚卸資産を評価するものが低価法であります。こういうふうに解釈致しまして、低価主義という言葉を用いるよりはむしろ低価法という言葉をこの場合に用いた方がよ

もみられる。すなわち、「原価法は、会計学における原価主義に相当し、低価法は低価主義に相当するものと考えられることができる。しかし、税法における原価法、低価法の規定は、課税所得の算定上、特殊な条件がつけられているので、厳密にいうと、会計学上の原価主義、低価主義とは異なる点がある。…会計学者の一部には、税法に追随して原価主義、低価主義という伝統的用語を捨てて、原価法、低価法というような用語を使用しているものがあるようであるが、不見識もはなはだしい。税法は、特殊の必要から、このような用語をつくり出したのであろうが、棚卸評価に関しては、会計原則および健全な会計慣行を承認することによって、このような特殊な用語法を廃棄することが望ましい。」（91頁、傍点引用者）と述べられている。

(28) しかし、黒沢説は、同教授の強調にもかかわらず、「低価主義」と「低価法」の区別は、「連続意見書第四『棚卸資産の評価について』」においてみられるごとく、単なる適用手続上の区別にすぎず、本質的な概念上の相違ではないと理解することが妥当であろう。

(29) 黒沢清著『会計学の基礎』（千倉書房、1974年）、91頁。

い。原価主義に属するところの低価法である。」⁽³⁰⁾と述べられている。

つまり、新しい低価基準観を表現すべき用語としては、「低価主義」よりも「低価法」という用語が適切である、とされているのである。すなわち、損益計算の観点から回収可能原価を測定する手続であって、原価主義に属する低価基準の概念を表現する用語として、「低価法」がより妥当である、と主張されているのである。したがって、阪本説における「低価法」という用語は、原価主義として理解されているから、低価基準の本質観に基づく実質的相違による用語であるといえるであろう。

もっとも、阪本説に関しては、その用語法とは別に、その低価基準観は本質的に疑問とすべきであろう。すなわち、同教授のいういわゆる「低価法」は、それが実際原価の範囲内であれば原価主義であるといえるか否かは、もっとも根本的問題であろう。つまり、実際原価の範囲内であっても、その範囲内における実際原価の配分ないし切り下げが実際原価自身によって測定されるか、それとも実際原価以外の測度によって測定されるか否かが、低価基準が原価主義に属するか否かを決定する重要なメルクマールではないのか、ということである。すなわち、実際原価の範囲内における実際原価の時価による切り下げをもたらす低価基準は原価主義に属するという阪本説は、費用ないし損失の認識基準としての会計原則によって正当に根拠づけることが可能であるのかという点で、なお考察すべき余地を残しているというべきである。しかし、この点については、ここで論ずべき主題ではないから、改めて考察されるであろう。

③ 「強制低価法」ないし「最低価主義」

低価基準の用語に関しては、「最低価主義」や「強制低価法」という用語もみられる。

まず、「最低価主義」という用語は、低価基準の適用における「時価」の選択解釈に関して、原価、再調達原価、および純実現可能価額の中もっとも低い価額を選択すべきことを意味する用語である。どのような「時価」を選択する

(30) 「円卓討論『棚卸資産会計の主要課題』—報告者・阪本安一『棚卸資産の評価』—」、『企業会計』第14巻第1号、142頁。同じ論旨は、阪本安一稿「棚卸資産評価と低価主義」(『企業会計』第16巻第6号、6～7頁。)、山下勝治編『会計の論理・商法の論理』(中央経済社、昭和36年)所収・阪本安一稿「棚卸資産と低価主義」、41頁。

かは低価基準の本質観に係っており、また、どのような「時価」を選択するかによって低価基準の効果は影響されるのであるから、「時価」の選択との関連における「最低価主義」という用語は実質的相違による用語である、といえるであろう。

さらに、「強制低価法」という用語は、次のような規定にみられる用語である。すなわち、それは、我国の「企業会計原則」における「貸借対照表原則五のA」の「但書」、また、資産評価に関する「商法第34条第一項但書」、さらに「商法第282条ノ二第一項但書」で規定された評価方法を意味する用語である、と理解されている。すなわち、「貸借対照表原則五のA」の「但書」では、「ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。⁽³¹⁾」と規定されている。この規定のように、「時価の下落の程度」および「回復の見込」のいかんを条件として、時価を強制的に付すことが「強制低価法」とであるとされている解釈である。

しかし、この規定の解釈に関しては、見解の相違が生ずるであろう。つまり、当該規定は、明らかに低価基準の意味を規定したものであって、そのような低価基準とその適用を強制する原則である「継続性原則」との関係のみを意味するものにすぎないのか、それとも、当該規定は真に低価基準の意味を規定しているといえるか否か、あるいは原価主義ないし時価主義を規定したものではないか否かという点に関して、疑問の余地を残しているといえよう。したがって、もし単に「継続性原則」との関係のみが問題とされているにすぎないと理解されるならば、「強制低価法」という用語は形式的相違にもとづく用語の相違にしかすぎないことになるのであろう。他方、もし当該規定が低価基準の本質観に係わる根本問題を宿していると理解されるならば、「強制低価法」という用語は実質的相違にもとづく用語であるといえるであろう。すなわち、「貸借対照表原則五のA」の「但書」を「強制低価法」と呼ぶことは、少なくとも当該

(31) 同じ要旨は、「商法第285条ノ二〔流動資産の評価〕」の第①項但書にもみられる。すなわち、「①流動資産ニ付テハ其ノ取得価額又ハ製作価額ヲ附スルコトヲ要ス但シ時価ガ取得価額又ハ製作価額ヨリ著シク低キトキハ其ノ価格ガ取得価額又ハ製作価額迄回復スルト認メラル場合ヲ除クノ外時価ヲ附スルコトヲ要ス」と規定されている。

規定が低価基準の本質観に関する見解の相違を宿している限り、やはり低価基準に関する実質的相違に基づく用語として理解することが許されるであろう。

要するに、我国に於ては、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」という用語は、もっとも一般的に用いられている用語ではある。しかし、各用語は、単なる「形式的相違」を意味するにすぎない用語として使用されることもあれば、他方、「実質的相違」を意味する用語として主張されることもあるのである。また、「最低価主義」という用語は実質的相違を意味する用語であり、さらに、「強制低価法」という用語も実質的相違を意味する用語であると理解されるであろう。なお、その他の低価基準に関する呼称用語、たとえば、「原価残存有用原価比較低価法」等の用語は、実質的相違に基づく用語であると理解はされる。しかし、これらの用語は、最近におけるいわば舶来の概念の単なる翻訳用語であって、特に、会計研究公報第43号の影響を強く受けているから、次の「米国にみられる用語の多様性」のところで考察されるであろう。

(三) 外国にみられる低価基準の用語の多様性

外国に於ては、低価基準の呼称に関する用語は、きわめて多種多様であって、特に米国に於ては著しい。低価基準の用語が多様であるのは、低価基準の呼称用語が低価基準の概念を表現するためのものである以上、その低価基準の概念が歴史的に変化している限り、それに応じて変化した概念を表現するための用語もまた変化するからである。加えて、英語特有の表現法が存在するからである、と理解される。

したがって、特に米国にみられる低価基準の呼称用語の多様性は、低価基準の本質観に関する実質的相違によるものと、表現に関する文法上の形式的相違によるものとに分類することができるであろう。

そこで、形式的相違にもとづく低価基準の用語から、考察をはじめることしよう。

A. 形式的相違による用語

a. 一般的用語

低価基準の呼称に関する形式的用語には、幾種類かの一般的用語を認めることができる。それらは、さらに、「原型」や「慣行」等によって、次のように区別することができるであろう。

① 原型低価基準

原型としての低価基準を示す用語は，“actual cost or replacement cost, whichever is lower”（「実際原価取替原価比較低価基準」，以下，「原型低価基準」と略称）であると考えられる。この用語は，1933年出版のペイトン（W. A. Paton）編著『アカウンタンツ・ハンドブック』にみられる用語である。すなわち，同ハンドブックは，「これまで提示ないし使用されてきた棚卸資産評価基準は四つある。すなわち，1. 実際原価，2. 取替原価，3. actual cost or replacement cost, whichever is lower⁽³²⁾，4. 販売価格」と述べて，第三番目に「原型低価基準」をあげている。

この「原型低価基準」に関して，重要なことは，当該用語においては，「時価」が取替原価として限定され，かつ，それが明確に表現されていることであろう。この点は，低価基準における時価論争を考えると，後の議論のためにも銘記しておくべきであろう。

なお，ここで低価基準に関する「原型」という意味は，低価基準の用語の生成に関し歴史的に考察した上での厳密な結論としていっているのではなくて，上述の『アカウンタンツ・ハンドブック』にみられる次の論述からの推察である。すなわち，「上記の第三番目の基準は，より一般的には，“cost or market whichever is lower”⁽³³⁾といわれる。」という論述から類推したものにはすぎない。したがって，1920年代以後に限定するかぎり，「原型低価基準」という用語は，やはり妥当であると考えてよいであろう。

② 慣行的低価基準

低価基準の呼称に関する用語で，もっとも一般的に使用されている用語は，次の三種である。それらは，古くから慣行的に使用されているので，「慣行的低価基準」とよぶことができる。すなわち，“cost or market, whichever is lower”，“lower of cost or market”，および“cost or market”がそれである。

これらの慣行的用語の中でも，最も一般的に親しまれている用語は，やはり“cost or market, whichever is lower”であり，当該用語と同じ程度に慣行的に使用されている用語が“lower of cost or market”である。次いで使用され

(32) Accountants Handbook W.A. Paton ed., Accountants Handbook (New York, 1933), p. 147.

(33) Ibid., p. 417.

ている慣行的用語が“cost or market”である。

これらの用語を慣行的用語と考える根拠は、文献的にみて、その使用頻度が高最も高いからであるが、さらに、「棚卸資産の評価」に関する文献の中でもバイブル的存在である米国公認会計士協会の「会計研究公報第43号」（以後、公報43号と称略）においても、“cost or market whichever is lower”と“lower of cost or market”の両用語は同じ意味の術語として同程度に使用されているからである。すなわち、同公報43号が「cost or market whichever is lower と lower of cost or market という用語は、一般の実務およびこの章では同義語として用いられている。本委員会は、二つの用語の中、何れが望ましい用語であるかについて、特別の意見の表明を行うものではない。」⁽³⁴⁾と述べて、あえて注記していることから、両用語が慣行的用語であることが理解できるところである。また、1933年版の『アカウンタンツ・ハンドブック』も、原型低価基準との関連で「上述の第三番目の基準（「原型低価基準」—引用者註）は、より普通には“cost or market, whichever is lower”⁽³⁵⁾といわれている。」と述べていることから、⁽³⁶⁾“cost or market, whichever is lower”という用語が「慣行的用語」であることが理解できるであろう。

同様に、“cost or market”という用語も「慣行的用語」である、と理解される。この用語は、前者の用語に比較して、使用頻度が劣るかのごとき印象を受けがちである。しかし、当該用語は、しばしば使用される用語である。ギルマン(Stephen Gilman)は、低価基準の呼称に関する用語としていろいろな用語を使用しているが、その標準的用語として、特に“cost or market”⁽³⁶⁾という用語を使用している。さらに、リトルトン(A. C. Littleton)⁽³⁷⁾、ペイトン(W. A. Paton)⁽³⁸⁾、

(34) “Inventory Pricing” by the Committee on Accounting Procedure of the American Institute of Certified Public Accountants, Chapter 4 of Accounting Research Bulletin No. 43.

(35) W.A. Paton ed., Accountants' Handbook (New York, 1933), p. 417.

(36) Stephen Gilman, Accounting Concepts of Profits (New York, 1939), p. 363. Edward A. Kracke, Inventories—Past, Present, and Future, Journal of Accountancy, May, 1941, p. 486.

(37) A.C. Littleton, Essays on Accounting (Urbana, 1961), p. 230.

(38) Ibid., p. 230. A.C. Littleton, “A Genealogy for ‘Cost or Market’”, Accounting Review, June, 1941, p.161, or 143.

ヘリック (Aason Herrick)⁽³⁹⁾, スタウブ (Walter A. Staub)⁽⁴⁰⁾, バンス (Lawrence L. Vance)⁽⁴¹⁾, およびクラッケ (Edward A. Kracke)⁽⁴²⁾等のオーソリティーはじめ、『アカウンタンツ・ハンドブック』第5版 (1970年出版)⁽⁴³⁾, 米国会計学会による会計原則の1948年改訂に対する『会計原則改訂委員会報告書』⁽⁴⁴⁾や我国の『会計学辞典』(黒沢清編著)⁽⁴⁵⁾等にも当該用語はみられるから、やはり、“cost or market”も「慣行的用語」として分類してよいであろう。

三つの「慣行的低価基準」という用語間の形式的相違は、次の点にある。すなわち、cost or market whichever is lower は文語調であって、かつ、文法的に完全な呼称用語である。これに対して、その簡略形でくだけた口語調の表現が lower of cost or market である。さらに、もっとも省略された用語が cost or market であるということであろう。このような関係は、ペイトンが cost or market という用語に関して次のように述べていることから、理解できよう。すなわち、「完全な用語は “cost or market, whichever is the lower”⁽⁴⁶⁾と理解されるべきである。」と述べ、さらに「この手続は、通常 “cost or market, whichever is lower”⁽⁴⁷⁾といわれており、また、より簡略化した形態では “the lower of cost or market”⁽⁴⁷⁾といわれている。」と述べていることから理

(39) W.A. Paton, *Asset Accounting* (New York, 1952), p. 81.; W.A. Paton, *Essentials of Accounting* (New York, 1949), p. 353.

(40) Anson Herrick, “Application of Accounting Research Bulletin No. 29 to Inventory Pricing Problems, *Journal of Accountancy*, May, 1948, p. 390.

(41) Walter A. Staub, “Research in Inventories, *Journal of Accountancy*, April, 1942, p. 302.

(42) Lawrence L. Vance, “Earning-Power Valuation of Inventory”, *Accounting Review*, October, 1942, p. 380.

(43) Edward A. Kracke, “Inventories —Past, Present, and Future”, *Journal of Accountancy*, May, 1941, p. 486, or 492.

(44) Rafus Wixon, Walter G. Kell, Narton M. Bedford eds., *Accountants' Handbook*, (New York, 1970), p. 12, or 51.

(45) Thomas W. Liland, ‘Revenue, Expense, and Income’, in Report of Committee on Revision of the Statement of Principles, *Accounting Review*, January, 1948, p. 20

(46) W.A. Paton, *Asset Accounting* (New York, 1952), p. 81.

(47) W.A. Paton, *Essentials of Accounting* (New York, 1949), p. 353.

解できるであろう。したがって、これらの三つの用語は、あえて区別して呼ぶとすれば、順次、「完全低価基準」(ないし「文語調低価基準」)、「簡略低価基準」(ないし「口語調低価基準」)、および「略称低価基準」と呼ぶこともできるであろう。三つの用語は、概して、「慣行的低価基準」と呼ぶことができるであろう。要するに、これらの三つの用語は、ほぼ同程度に使用されている用語であって、最新の『アカウンタンツ・ハンドブック』(第6版, 1981年)⁽⁴⁸⁾においても、共に使用されている用語である。

ただ留意すべきことは、このような「慣行的低価基準」という用語には、伝統的低価基準観、すなわち、「静的低価基準観」だけではなく、いわゆる「動的低価基準観」の意味も含意されているということである。つまり、低価基準の本質観とは無関係に慣行的な低価基準の呼称用語が用いられているということとは銘記しておくべきであろう。

b. 文法的相違

① 文法的正確性

慣行的用語の一つである“lower of cost or market”等の用語は、純文法的正確性の観点からいえば“lower of cost and market”という用語が正確かつ妥当であると主張され、かつ当該用語が使用されている。このような用語は、1960年代になって初めて登場した用語であって、ムルカイ⁽⁴⁹⁾ (Gertrude Mulcahy), パーカー⁽⁵⁰⁾ (R. H. Parker), メリノ⁽⁵¹⁾ (B. D. Merino), ブラッケ⁽⁵²⁾ (John Blake), および「国際会計研究グループ」⁽⁵³⁾等によって使用されている。当該用語は、概して、英連邦系国家にみられる用語である。すなわち、ムルカイは、「“lower of

(48) Lee J. Seidler, D.R. Carmichael eds., *Accountants' Handbook* (New York, 1981), pp. 18-58-18-59.

(49) Gertrude Mulcahy, *Use and Meaning of "Market" in Inventory Valuation* (Toronto, 1963), p. 1.

(50) R.H. Parker, "Lower of Cost and Market in Britain and the United States: An Historical Survey", *Abacus*, December, 1965, p. 156.

(51) G.H. Previts, B.D. Merino, *A History of Accounting in America*, p. 174.

(52) John Blake, *MAFCA, Accounting Standards* (New York, 1981), p. 229.

(53) Accountants International Study Group, *Accounting and Auditing Approaches to Inventories in Three Nations*, Paragraph No. 90, Appendix 2.

“lower of cost or market” という表現がもっとも普通に使用されてはいるが、“lower of cost and market” という表現が文法的にはより正確であることがこれまで提言されてきた。⁽⁵⁴⁾と述べて、一貫して“or”の代りに“and”を用いた表現である lower of cost and market という用語を使用している。したがって、また、低価基準の本質観ないし時価観の相違を表現する用語も、すべて一貫して“and”を用いて表現された用語が使用されている。たとえば、lower of cost and residual useful cost,⁽⁵⁵⁾ lower of cost and net realizable value,⁽⁵⁶⁾ および lower of cost and replacement cost⁽⁵⁷⁾ 等がそれである。

要するに、概して、米国では“lower of cost or market”という用語が用いられ、他方、英連合王国では lower of cost and market という用語が使用されているといえるであろう。⁽⁵⁸⁾

ところで、ムルカイは、lower of cost and market が lower of cost or market に比較して文法的には正確であると述べてはいる。しかし、その根拠についての説明はまったくみられない。そこで、その根拠について、ムルカイに代って、あえて説明を加えるとすれば、次のようにいってさしつかえないであろう。すなわち、低価基準の意味は原価と時価という複数の価格に関する比較ということである。したがって、比較級である lower は複数の語と結合しなければならないものであり、他方、このような複数の結合関係を表現するものは“and”であって、“or”は単数の結合関係を表現するものにすぎない。したがって、“and”の使用された“lower of cost and market”という表現が文法的には正確であることになるのである。

② ハイフンないしクォーテーション・マーク

低価基準の呼称用語にハイフンやクォーテーション・マークが付されることがある。クォーテーション・マークもシングル・クォーテーション・マークが

(54) Gertrude Mulcahy, *Use and Meaning of “Market” in Inventory Valuation* (Toronto, 1963), p. 1.

(55) *Ibid.*, p. 9.

(56) *Ibid.*, p. 10.

(57) *Ibid.*, p. 11.

(58) Accountants International Study Group, *Accounting and Auditing Approaches to Inventories in three Nations*, 1966, Paragraph No. 90.

付される場合とダブル・クォーテーション・マークが付される場合がある。

ハイフンやクォーテーション・マークを付すことの本質は、複数の単語から構成されている低価基準の呼称に関する用語を一つの用語として統一化ないし名詞化するためであると理解される。たとえば、cost-or-market-if-lower, lower-of-cost-or-market, 'lower of cost or market', および “cost or market, whichever is lower” 等がそれである。

このように、ハイフンを用いた表現は、特に、ベイリー (George D. Bailey) 等によって用いられている。ベイリーは、低価基準の呼称に関して種々の用語を用いているが、⁽⁵⁹⁾それらはすべてハイフンが付されているのが特徴的である。

③ コンマ

低価基準の呼称用語には、「コンマ」が打たれている用語とそれが打たれていない用語とがある。たとえば、慣行的低価基準の用語である “cost or market, whichever is lower” には、「コンマ」が打たれているのが一般的である。しかし、ごく稀なケースとして、“cost or market whichever is lower” のように、「コンマ」のない用語も散見される。

慣行的低価基準の用語の場合には、「コンマ」の有無は単なる形式的意味しかもたない。しかし、稀な例とはいえ、次の用語の場合には、「コンマ」の有無が実質的意味をおびてくるから、留意すべきであろう。たとえば、cost or market if lower がそれである。この用語には、「コンマ」の打ち方に関して、⁽⁶⁰⁾三つの場合がある。(イ) cost, or market if lower, ⁽⁶¹⁾(ロ) cost, or market, if lower, ⁽⁶²⁾(ハ) cost or market, if lower, がそれである。これらの中、(ロ)と(ハ)の場合には、“if lower” は “cost” と “market” に共にカカルから、慣行的低価基準の用語である “cost or market whichever is lower” と同義的であると理解される。しかし、(イ)の場合には、慣行的低価基準のもつ意味とは実質的に異なる意味をも

(59) George D. Bailey, Problems of Inventory, Journal of Accountancy, October, 1941, pp. 143-148.

(60) Edward A. Kracke, Inventories —Past, Present, and Future, Journal of Accountancy, May, 1941, p. 486.

(61) Ibid., p. 29.

(62) Ibid., p. 32.

つことになるであろう。すなわち、(イ)のような「コンマ」が付いている場合には、“if lower”は“market”にのみカカルから、その意味は測度として原価が一つあり、しかも時価が原価より低い場合に限ってもう一つの測度として時価が存在するということである。したがって、(イ)の用語は、基準ないし原則は原価であるというニュアンスをおびている。したがって、その意味は“cost, but market if lower”に近いといえる。しかし、「コンマ」には“but”のような強い意味はないから、その分だけ原価が「原則」であるという意味は弱くなっていると理解できるであろう。このような意味をより明確に表現している用語は、“cost, or, if lower, at net realizable value”⁽⁶³⁾であろう。

このように理解することは、当該用語を使用しているクラックの低価基準観の吟味からも正当化されるであろう。つまり、“cost, or market if lower”という用語はクラックによって使用されているのであるが、後に考察されるように、そのクラックは、従来の慣行的低価基準観とは異なる意味をもつ低価基準を表現すべき用語として、“cost, but market if lower where necessary”という用語を使用しているのである。したがって、“cost, or market if lower”は“cost, but market if lower where necessary”と同義語であると理解されるのである。それゆえ、“cost, or market if lower”は“cost or market if lower”等とは実質的に異なる意味をもつと理解されるのである。他方、“cost, or market, if lower”ないし“cost or market, if lower”等の用語は、1938年の米国会計士協会・棚卸資産特別委員会の報告書の中にみられる用語である。当時は、未だ低価基準の質的变化は確立されていない。したがって、動的低価基準観は確立されていないから、“cost, or market, if lower”ないし“cost or market, if lower”は慣行的意味の低価基準観を表現するための用語として使用されている。したがって、両用語は形式的相違を示す用語であることが理解できるであろう。すなわち、“cost, or market if lower”は従来の低価基準観とは異なる意味をもつ実質的用語であり、また、“cost or market, if lower”等は従来の伝統的低価基準の意味と同義の形式的用語である。

したがって、「コンマ」の打ち方が低価基準のもつ意味に関して、形式的相

(63) G.K. Everingham and B.D. Hopkins, *Generally Accepted Accounting Practice* (Juta & Company Limited. 1979), p. 74.

違をもたらず場合と実質的相違をもたらず場合の両者が存在することが理解できるであろう。なお、「コンマ」がまったくない場合には、当該用語は慣行的低価基準の用語と同じ意味になることは無論である。すなわち、“cost or market if lower”は“cost or market whichever is lower”と同じ意味になる。“or”は対等接続詞であるから、「コンマ」がない場合には、“if lower”は“cost”と“market”の両者にカカルと理解されるからである。

要するに、低価基準の呼称用語は、「コンマ」の有無およびその打ち方によって多様化するのであって、その場合に当該用語のもつ意味は、一般的には形式的相違をもたらずにすぎないが、用語によっては実質的相違をおびてくる用語も存在するのである。

c. 稀有な用語

稀有な用語としては、“lower cost or market”や“lower price method”という用語もみられる。前者は、ジェーニス (C. Poul Jannis) の著書だけにみられる用語である。⁽⁶⁴⁾ジェーニスは、その著書においては“lower of cost or market”という用語を一貫して使用している。しかし、「第14章の第2節」の見出に限って、“lower cost or market”の用語が使用されている。

また、後者の“lower price method”は、神馬教授の論文にみられる用語である。⁽⁶⁵⁾しかし、当該用語の出典は示されておらず、また、入手した文献による限り、そのような用語は終に確認することができなかった。しかし、当該用語は、文法的には、慣行的低価基準の用語と同じ意味をもつ用語として理解できるところである。

ところで、lower cost or market という用語は、どのように解釈されるべきであろうか。lower という形容詞は cost のみにカカルのか、それとも cost のみならず market にもカカルのか。そのことは、要するに、会計的にいえば、「低原価時価比較基準」か「原価時価比較低価基準」かの何れを意味するかということである。無論、「原価時価比較低価基準」を意味すると理解しなければならない。なぜなら、“or”は対等接続詞であるから、lower は cost と market

(64) C. Paul Jannis, Carl H. Poeotke, Donald R. Ziegler, *Managing and Accounting for Inventories* (New York, 1980), p. 341.

(65) 神馬新七郎稿「棚卸資産の評価について」, 税経通信, 1951年2月号, 23頁。

の両者にカカルからである。そのことは、また、原価と時価を比較して低い方の価格を付すという伝統的な低価基準の意味から考察しても、妥当な解釈であることは論をまたないであろう。したがって、間違っても、lower cost or market は lower of cost or market という用語における“of”の省略された形態であると理解されてはならない。

d. その他

低価基準の呼称用語に関して、形式的相違に由来する用語には、さらに、次の例があげられよう。すなわち、“actual cost or adjusted selling value, whichever is the lower⁽⁶⁶⁾” や LCM 等がその例である。前者は、低価基準における“時価”に関して販売価格に係わる時価を一括した表現である。後者は、lower of cost or market の頭文字をとって作成された用語であって、最近の文献で頻繁にみられるようになった用語である。⁽⁶⁷⁾⁽⁶⁸⁾

B. 実質的相違による用語

a. 本質観の相違にもとづく用語

① lower of cost or market (cost or market whichever is lower, cost or market)

ここに実質的相違にもとづく用語としてあげられている lower of cost or market 等は、形式的相違にもとづく用語としてすでに述べた用語と同一の用語である。これらの用語は、もっとも一般的かつ伝統的であるために、かえっていろいろな低価基準観を含意しているといえよう。すなわち、「伝統的低価基準観」と「革新的低価基準観」とが共に lower of cost or market ないし cost or market whichever is lower 等の用語で表現されているのである。言い換えると、貸借対照表中心の会計観に立脚して棚卸資産を担保物件とみなして支払能力を「保守主義の原則」から『評価』する手続を意味する低価基準観

(66) W.A. Paton ed., Accountants' Handbook (New York, 1933), p. 420.

(67) Earl A. Spiller, Financial Accounting (Homewood, 1971), p. 250.

(68) 低価基準の呼称用語に関する形式的相違点の中でもより些細な点を敢えて指摘すれば、次のような相違がある。すなわち、慣行的用語である“cost or market, whichever is lower”において、lower に定冠詞がついている場合とついていない場合の相違があり、また、whichever の前にコンマのある場合とない場合がある。使用頻度からいえば、無論、定冠詞がなくてコンマのある用語が多くみられる。

と、損益計算中心の会計観に立脚して棚卸資産を費用性資産とみなして次期以後の収益を産出するための有用原価を「原価配分の原則」から測定する手続を意味する低価基準観との両低価基準観が、“lower of cost or market”という一つの用語に含意されているのである。つまり、当該用語は「静的低価基準観」と「動的低価基準観」をともに意味しているのである。「動的低価基準観」を確立したと考えられるかの有名な会計研究公報第29号ないし同43号においては、lower of cost or market と cost or market whichever is lower の両用語がともに用いられている。両用語の関係は、同注記において、「cost or market, whichever is lower と lower of cost or market という用語は、一般の実務およびこの章では同義語として用いられている。当委員会は、両者の中の何れが望ましい用語であるかについて、どのような意見の表明もしていない。⁽⁶⁹⁾」と述べられている。つまり、二つの用語は同義であって、低価基準観を表現すべき用語として優劣ないし妥当性に差別がないとされているのである。しかし、このように用語についてあえて註記しなければならなかったところに、当該用語が低価基準の本質観に関してもつ歴史的意味があるのである。つまり、同公報29号および43号が低価基準の歴史において画期的意味をもつのは、それによって「動的低価基準観」が確立された点にあるといえる。このことは、ヘリック(Anson Herrick)の次の論述から理解できるところである。すなわち、「米国会計士協会会計手続委員会によって公表された会計研究公報第29号がとりわけ重要性をもつ理由は、同公報によって会計士が一般に根本的であると考えている原価主義と矛盾しないような“cost or market”という用語の定義が定着したからである。⁽⁷⁰⁾」と指摘されているとおりである。すなわち、公報第43号等において用いられている低価基準に関する用語、すなわち、lower of cost or market ないし cost or market whichever is lower は、たとえ伝統的な「静的低価基準観」を表わす慣行的用語と同一ではあっても、当該用語の意味するところは、

(69) Committee on Accounting Procedure of the American Institute of Certified Public Accountants, “Inventory Pricing” —Chapter 4 of Accounting Research Bulletin No. 43.

(70) Anson Herrick, Application of Accounting Research Bulletin No. 29 to Inventory Pricing Problems, Journal of Accountancy, May, 1948, p. 386.

「静的低価基準観」とはまったく異質の「動的低価基準観」を意味しているのである。したがって、このような従来の低価基準観とは異質の新しい「動的低価基準観」を表現するための適切な用語を、同公報第43号等を用いるべきであったのである。事実、ペイトン (W. A. Paton) もヘリックも “cost or market” という用語を存続させることに反対だったのである。すなわち、ヘリックは、「…ペイトンは “cost or market” という用語を存続させることは混乱をきたすと考えている。この見解に関しては、私もペイトンと同感である。」⁽⁷¹⁾と述べているのである。それでは、何故に同公報43号においても依然として慣行的な lower of cost or market という用語が用いられているのであろうか。その理由は、ただに伝統的な用語である “cost or market” が実践的であるからにすぎない。このことは、ヘリックの次の論述から、理解できるであろう。すなわち、「当該用語 (cost or market—引用者註) は、“時価” の定義を適切に行った後、継続して使用されている。その理由は、ただ単に “cost or residual useful cost” なる表現が会計専門家にとっては理解可能ではあっても、他の人々には混乱をきたす表現であると考えられる。したがって、そのような表現の意味を大衆に理解させるためにその教育に努めるよりも、時価を定義して “cost or market” という用語を使用することがより実践的であると考えられるからにすぎない。」⁽⁷²⁾と述べられているのである。したがって、公報43号等においては、「動的低価基準観」の確立という同公報43号等のもつ意味からして、低価基準に関する用語も慣行的な lower of cost or market という用語ではなくて、lower of cost or residual useful cost という用語が使用されるべきだったのである。この点について、ヘリックが「さらにもう一つの考えを提示したい。会計士は計算書の表示にあたって “lower of cost or market” という表現を引き続いて使用するかも知れないが、当該用語は “lower of cost or residual useful cost” として考えるべきである。」⁽⁷³⁾と述べていることから、理解できるであろう。

要するに、“lower of cost or market” ないし “cost or market whichever is

(71) Ibid., p. 390.

(72) Ibid., p. 390.

(73) Ibid., p. 391.

lower” という用語は一般的かつ慣行的な用語であるために、公報43号の例にみられるごとく、種々の低価基準観を内包している。したがって、当該用語は、低価基準観に関する実質的相違にもとづく用語としても理解できるであろう。

② lower of cost or residual useful cost (cost or residual useful cost)

過去の静的会計観に支えられた伝統的な「静的低価基準観」とは対照的に、動的会計観に支えられた新しい動的低価基準観を表現するための用語が lower of cost or residual useful cost (以下、「有用原価低価基準」と略称)である。

「有用原価低価基準」は、米国において、会計の中心が財産計算ないし貸借対照表重視から損益計算ないし損益計算書重視への移行という動的会計観の勃興を背景に誕生したものである。すなわち、動的会計観の下においては、会計とは「評価の過程」ではなくて「原価配分の過程」であるから、原価配分の原則によって棚卸資産原価の中当期の収益に対応すべき原価分を限定し、残存原価は次期以後の収益に合理的に対応させられるべく繰越されることになる。したがって、繰越原価およびその実体としての棚卸資産は、経済的には、次期以降の収益産出のために合理的に貢献し当該収益から回収されるべき有用性をもつものとして特徴づけられる。このような残存有用性を測定する手段として、低価基準は位置づけられることになる。そのような低価基準が「有用原価低価基準」である。したがって、「有用原価低価基準」の特徴は、原価配分の手続であること、原価とは有用原価ないし回収可能原価であること、原価主義と矛盾しないこと、等にあるといえるであろう。

さらに、特徴的なことは、「有用原価低価基準」はそれが棚卸資産原価に関する残存有用性ないし喪失有用性の測定手続であるところから、残存有用原価を測定する手続自体に低価基準の意味があるのであって、原価の有用性喪失の原因については問うところではないということである。低価基準を「有用原価低価基準」として理解する限り、有用性の喪失原因の質的相違に係りなく、有用性を喪失したすべての事象が低価基準の適用対象となるのである。つまり、有用性概念に立脚した新しい低価基準である「有用原価低価基準」にとって重要なことは、当該手続のもつ意味は喪失された有用原価の測定自体にあるのであって、有用性喪失の原因は問題とはならないということである。したがっ

て、損傷、品質低下、棚ざらし、および陳腐化等と価格下落は等しく有用性の減少ないし喪失としてはすべて同質的に扱われることになるのである。この点については、ムルカイが次のように述べていることから理解できるところである。すなわち、「棚卸資産原価の一部がそれらの有用性を減じたことが明らかである場合には、そのような損失の測定値は、一般に、棚卸日に終了する期間内の事業を営むための費用であると考えられている。かくて、低価基準は、物的処分を伴わないファクターの作用を通して喪失された取得原価の一部を見積るために用いられる。要するに、低価基準は、原価残留有用原価比較低価基準⁽⁷⁴⁾の意味で用いられる。」と述べられている。また、同じ趣旨は、米国会計学会の一連の『ステートメント』⁽⁷⁵⁾にもみられる。しかし、より典型的には、公報43号

(74) Gertrude Mulchy, Use and Meaning of the "Market" in the Inventory Valuation (Toronto, 1976), p. 9.

(75) 米国会計学会の公表した一連の「ステートメント」は、次の如くである。

①1936年の A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting corporate Reports, ②1941年の Accounting Principles Underlying Corporate Financial Statements, ③1948年の Accounting Concepts and Statements Underlying Corporate Financial Statements, 1948 Revision, ④1957年の Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision 等である。

これらの『ステートメント』において、「原価残留有用原価比較低価基準」に関する論述ないし当該概念の進化のプロセスに関する論述は、順次、次のとおりである。

すなわち、「1936年ステートメント」—「どの企業も、その勘定からもはや有用性がないか又は販売可能性のない資産に充当されている原価を排除し、かつ、使用されるか又は最終的には販売されるべき資産の繰越価額を将来の営業過程で合理的に回収されると期待される 価額まで切り下げるべきである。」・「ある一定時点における物的資産の会計士による評価には、費消され消滅した、又は喪失された有用性を反映すべく、原始原価のどの部分が切り下げられるべきか、且つ将来の営業に合理的に割り当てられるものとしてどの部分が繰越されるべきかの決定を伴う。」

「1941年改訂ステートメント」—「もはや有用性のない生産ファクターやその他の資産の原価は、もし実現可能価額があれば、当該価額まで引き下げるべきである。…販売のために保持される 資産の場合は、将来期間に合理的に配分されてよいような原価部分だけが貸借対照表で繰越されるべきである。」・「…資産の総原価は、…将来の期待される収益稼得力及びその他の関連データを慎重に考慮して配分されるべきである。」

「1948年改訂ステートメント」—「残留原価は、将来の期間に配分されるために

等にみられるところである。⁽⁷⁶⁾このような低価基準観は、我国の「企業会計原則」にみられる低価基準観とは異質であると考えられるので、これを「日本型低価基準」に対して、「米国型低価基準」として特徴づけることもできるであろう。

要するに、「有用原価低価基準」という用語は伝統的な「静的低価基準」とは対照的な「動的低価基準」を表現するのであるから、当該用語は、低価基準の本質観の相違にもとづく実質的用語であるといえるであろう。

③ cost-but market if lower where necessary

クラッケ (Edward A. Kracke) は、従来の意味の低価基準を“cost or market if lower” principle と表現している。“principle”という表現からみて、低価基準を明らかに評価の“原則”と考えている。このような棚卸資産評価の原則でありかつ正統的慣行である低価基準が、ライフオの出現によってどのように変化し、その変化した低価基準の意味を表現するための適切な用語はどうあるべきかが考察されている。

つまり、従来の低価基準を意味する“cost or market if lower” principle と

貸借対照表で繰越されるべきであるが、損傷・供給過剰・価格水準の下落またはその他の原因からであれ、棚卸資産項目の原価が回収不可能であることが明白である場合はこの限りではない。」

「1957年改訂ステートメント」—「費消済原価は、将来の営業活動に対して明確に収益をもたない原価である。…原価費消の認識は、資産の有用性の全部的又は部分的な減少、あるいは相応する資産の増加を伴わない負債の出現に基づいている。資産のサービス・ポテンシャルの減少は、所有権の移転、漸進的ないし急激な物理的品質低下、物理的変化はないにせよ、使用によるサービス・ポテンシャルの費消、陳腐化ないし消費及び需要の変化による経済的品質低下のために生ずる。」

(76) しかし、何といたっても、「原価残留有用原価比較低価基準」概念を明確を打ち出したのは、米国公認会計士協会の会計研究公報第29号ないし43号である。その「ステートメント5」では、次のように述べられている。「商品の有用性がもはやその原価と同じ大きさではなくなった時には、棚卸資産評価の原価主義からの離脱が必要となる。商品の有用性が、通常の営業過程における処分にあって、物理的品質低下・陳腐化・価格水準の変動またはその他の原因のためであっても、原価以下になるであろうという証拠が存する場合には、その差額は、当期の損失として認識されるべきである。このことは、一般に、そのような商品を、通常『時価』と呼ばれるより低い水準で測定表示することによって達成される。」

いう用語がライフオの出現との関係によってなされた自らの性格規定に適合するように、新しい呼称用語として“cost-but market if lower, where necessary”が提唱されている。すなわち、後入先出法が税法上容認されたのは1938年7月（その修正は1939年）であり、クラッケの論文が発表されたのは1939年12月である。ライフオが出現するまでの慣行的評価基準は低価基準であった。そこで、クラッケは、新しく出現した後入先出法に関して、低価基準との関係において肯定的にとらえ、次のように理解したのである。すなわち、「後入先出法は低価基準からの背信ではなく、それは正しく正統的慣行（すなわち、低価基準—引用者註）の改革である。⁽⁷⁷⁾」のであって、後入先出法は「原価を独自に適切に定義することによって“低価基準による”（—引用者註）損益勘定における時価調整の歪曲というビールスを殺菌するものである。⁽⁷⁸⁾」と理解したのである。言い換えると、後入先出法は、低い棚卸資産原価評価額をもたらすから、他の原価法に比較して原価主義に反するような時価修正という低価基準の適用の機会を軽減することになる。したがって、このことを低価基準の観点からいえば、低価基準は、そのもつ一方の測度たる“原価”の適用頻度が後入先出法の出現によって最大化され、したがって、原価測度による評価が原則化したために、そのもつ他方の測度たる“時価”の適用頻度が狭小化ないし例外化した性格へと変化したのである。すなわち、低価基準は、そのもつ二つの測度たる原価と時価の適用に関して、両者が後入先出法の出現以前には対等の適用度ないし適用能力をもっていた「原価時価比較低価基準」から、後入先出法の出現によって「原価重点低価基準」へと変化するようになったのである。それゆえ、このような状況を背景に、後入先出法の出現によって、新しく性格規定のなされることになった低価基準をしてより一般的な指導的棚卸資産評価原理たらしめるべく、それに適合する呼称として“cost-but market if lower, where necessary”という用語が提唱されるにいたったのである。このことについて、クラッケは次のように述べている。すなわち、「正統的慣行にまったく疑問の余地がないようにするために、私は、次のことを提言したい。すなわち、

(77) Edward A. Kracke, “Inventories and Taxes”, *Journal of Accountancy*, December, 1939, p. 376.

(78) *Ibid.*, p. 376.

一般的指導的な棚卸資産原理に関する呼称はより一層真にかつ適切に総括的たらしめるべきである。そのような目的に対して、いわゆる “cost-but market if lower, where necessary”⁽⁷⁹⁾ を再度提言したい。」と。

④ cost or recoverable cost

“cost or recoverable cost” (以下「回収可能原価低価基準」と略称) という用語は、ブロー (Carman G. Blough) によって提唱された用語である。⁽⁸⁰⁾

「動的低価基準」は有用性概念を基礎にして理論化されたものであって、その典型は公報43号等にみられる。ブローは、同公報にみられる低価基準観を、有用性概念の意味を回収可能性として「時価」の定義との関係で具体的にとらえた上で、展開している。

すなわち、ブローは、米国公認会計士協会会計手続委員会の公表した公報29号における低価基準の「時価」に関する定義にふれて、同委員会の見解を、次のように説明している。すなわち、同委員会の見解によれば、低価基準 “lower of cost or market” という用語で使用されている “時価” とは、本来的には、現在取替原価を意味している。しかし、場合によっては、適切な所得決定目的上現在取替原価が期末手持棚卸資産の残存有用性の合理的尺度たりえない場合があるため、利益の過大表示や過小表示を回避する目的から、現在取替原価に対して、上限(すなわち純実現可能価額)および下限 (すなわち利益実現可能価額) を設定することが妥当である、と説明されている。つまり、現在取替原価が純実現可能価額 (すなわち、棚卸資産の処分から実現すると合理的に期待しうる価額) を超過する恐れのある場合に取替原価を使用すれば、利益の過大表示ないし損失の過小計上となることが予想されるため、上限として純実現可能価額がとられる必要がある。他方、現在取替原価が利益実現可能価額を下まわることになれば、利益の過小表示ないし損失の過大表示 (すなわち、残存有用性の過小表示) のおそれがあるため、下限として利益実現可能価額の設定が必要であることになる。すなわち、低価基準における本来の時価としての取替原価に対して、純実現可能価額および利益実現可能価額という上限および下

(79) Ibid., p. 376.

(80) Carman G. Blough, “Current Problems in the Presentation of Financial Information”, *Journal of Accountancy*, October, 1948, p. 287.

限を設定することによって、取得原価から正常利益までの範囲に限って回収を保証しようとするものである。しかも、そのような範囲で評価損が計上されることは、適切な損益計算と矛盾しないと考えられている。

このように、公報43号等の低価基準における時価の定義との関連において、原価の回収可能性に着目して「回収可能原価低価基準」という用語が使用されている。したがって、ブローは同公報43号等を「回収可能原価低価基準」として理解しているのである。そのことは、ブローが「このような定義に関する考察から、次のことが明らかとなる。すなわち、会計手続委員会は、明らかに“原価回収可能原価比較低価基準 cost or recoverable cost”の方向にそって歩みだしたのである。⁽⁸¹⁾」と述べていることから、理解できるであろう。なお、回収可能原価低価基準という用語が使用されている点に関しては、ブローの次の論述から、理解できるであろう。すなわち、「…上限は、これを別の表現をすれば、現在取替原価が通常の営業過程で回収されると期待される原始原価額を超過するところでは、時価はより低い価額一回収されるであろう額一である、といてよい。このことは、正常利益を勘酌することなしに棚卸資産の処分から実現すると期待される価額によって有用性が測定されるという概念を反映している。その程度に応じて、同委員会は“回収可能原価低価基準“cost or recoverable cost concept を承認してきた⁽⁸²⁾”と述べられているのである。

⑤ mixed method

“mixed method”（以下「折衷低価基準」と略称）という用語もある。当該用語は、神馬教授によって使用されている。⁽⁸³⁾

しかし、この用語については、出典は明示されていない。したがって、当該用語は同教授特有の用語ないし造語である可能性も考えられよう。入手ないし目にした外国文献による限り、当該用語は終に確認することができなかったからである。したがって、ここで「外国にみられる低価基準の用語」として例示することの妥当性には疑義の残るところであるが、外国語で表現された低価基

(81) loc. cit., p. 287.

(82) Carman G. Blough, “Changing Accounting and Economic Concepts Affecting Methods of Inventory, Journal of Accountancy, September, 1948, p. 208.

(83) 神馬新七郎稿「棚卸資産の評価について」, 税経通信, 1951年2月号, 23頁。

準の用語という意味で例示したことを注記しておかなければならないだろう。

したがって、また、当該用語の意味についても推察するしかない。その意味は、低価基準に関するごく自然な解釈として存在する“折衷主義”的性格を意味していると理解することが許されるであろう。

b. 時価観の相違にもとづく用語

低価基準は、伝統的に“cost or market, whichever is lower”ないし“lower of cost or market”(「原価時価比較低価基準」)と呼ばれてきた。このような呼称からも明らかに推察されるように、低価基準は本来「時価」概念と不可分であって、「時価」をどのように定義するかによって低価基準の適用結果ないし効果は実質的な影響を受ける。そのため、「時価」概念の規定に関する論争は低価基準の論争史ないし歴史そのものであるといってもよい。当該時価概念は、近代における低価基準の新しい本質観の台頭と共に、一層重要な意味をもつようになったと理解される。

したがって、「時価」が定義によって特定化されると、そのような特定化された「時価」をもつ低価基準を表現すべき呼称用語が必要となる。そのような用語は時価観の相違にもとづくものであって、それは「時価」の種類の間が低価基準の適用結果に実質的影響を及ぼすという意味で、低価基準の実質的相違にもとづくものであるといえるであろう。かくして、「時価」は低価基準観にも実質的影響をおよぼすから、低価基準の呼称用語はそのような「時価」の特定化された呼称用語を使用すべきである、と主張されることになるのである。バーデン(Horace G. Barden)および国際会計基準第2号等が、その例である。このことは、バーデンが次のように述べていることから理解できるであろう。すなわち、「私の信ずるところでは、棚卸資産の効用価値の喪失は、それが明らかになった期間に計上されるべきである。当該損失の純実現可能価値にもとづく測定は適用可能であり、当該測定によって、時価を取替原価とする場合に比較してより妥当な収益費用の対応が得られる。したがって、低価基準について普通にいわれている『時価』(“market”)という用語に代えて『純実現可能価額』という用語が使用されるべきことを勧告する…」⁽⁸⁴⁾と述べられて

(84) Horace G. Barden, Accounting Research Study No. 13, The Accounting Basis of Inventories (New York, 1973), p. 116.

いるのである。

このような「時価」の特定化された低価基準を表現するための呼称用語には、次のようなものがある。

- ① lower of cost or replacement cost (lower of cost and replacement cost)

「時価」を取替原価として特定化した低価基準を示す用語が、“lower of cost or replacement cost” ないし “lower of cost and replacement cost” (以下「取替原価低価基準」と略称) である。

「取替原価低価基準」は、時価としてはもっとも普通のかつ一般的な取替原価をもつ低価基準の呼称用語である、と理解される。そのことは、1933年発行の第2版『アカウンタンツ・ハンドブック』において、次のように述べられていることから理解できるであろう。すなわち、「cost or market, whichever is lower は、通常は実際原価取替原価比較低価基準 “actual cost or replacement cost, whichever is lower” を意味するものであると解釈されている。⁽⁸⁵⁾」と述べ、また「上述の第三番目の基準 (actual cost or replacement cost, whichever is lower —引用者註) は、より普通には “cost or market, whichever is lower” といわれている。⁽⁸⁶⁾」と述べられているのである。すなわち、「取替原価低価基準」は低価基準の普通の意味をもつ原型的形態である。したがって、低価基準 cost or marker whichever is lower という用語は「取替原価低価基準」 actual cost or replacement cost whichever is lower の通称的な用語であることが理解できるであろう。

なお、呼称用語の使用とは別に、「取替原価低価基準」説を典型的に主張しているのが、公報43号等である。同公報第43号等が「時価」として「取替原価説」を主張しながら、そのような「時価」をもつ低価基準を表現する用語として、慣行的な低価基準 cost or market whichever is lower ないし lower of cost or market という用語が使用されているのは単に実践的配慮からにすぎないことは、すでに指摘したところである。⁽⁸⁷⁾ なお、実質的な「取替原価低価基

(85) W.A. Paton ed., Accountants' Handbook (New York, 1933), p. 420.

(86) Ibid., p. 417.

(87) Anson Herrick, “Application of Accounting Research Bulletin No. 29 to Inventory Pricing Problems, Journal of Accountancy, May, 1948, p. 390.

準」説の理論的展開は後に行うところである。

② lower of cost or net realizable value

「時価」を純実現可能価額として特定化した場合の低価基準を表現する用語が、“lower of cost or net realizable value”ないし“lower of cost and net realizable value”（以下「純実現可能価額低価基準」と略称）である。

この用語は、⁽⁸⁸⁾『会計調査研究叢書第13号』の著者であるバーデン（Horace G. Burden）やムルカイ（Gertrud Mulcahy）等によって使用され、⁽⁸⁹⁾かつ、その使用が主張されている。バーデンは、次のように論じている。すなわち、「私の信ずるところでは、棚卸資産の効用価値の喪失は、それが明らかになる期間に計上されるべきである。純実現可能価値に基づく損失の測定は適用可能であり、しかも、時価が取替原価と考えられる場合よりも、収益費用のより妥当な対応が達成される。したがって、低価基準で普通にいわれている『時価』という用語に代えて『純実現可能価額』という用語が用いられるべきである⁽⁹⁰⁾」と述べて、純実現可能価額低価基準“lower of cost or net realizable value”という用語を使用すべきことが主張されている。同様に、ムルカイも、次のように述べている。すなわち、「販売価格が下落した時に、純実現可能価額低価基準 lower of cost and net realizable value を使用すれば、手持棚卸資産の原価回収潜在力の測定および当期に認識計上されるべき回収不能原価額の決定の実践的手段が得られる。」⁽⁹¹⁾と述べて、「純実現可能価額低価基準」という用語を用いるべきである、と主張している。さらに、「国際会計基準第2号」においても、「純実現可能価額低価基準」lower of historical cost and net realizable value ⁽⁹²⁾という用語が使用されている。同基準の公表前の「公開草案第2号」においては、次のように述べられている。すなわち、「42. 棚卸資

(88) Horace G. Barden, Accounting Research Study No. 13, The Accounting Basis of Inventories (New York, 1973), p. 14.

(89) Gertrude Mulcahy, The Use and Meaning of “Market” in Inventory Valuation (Toronto, 1976), p. 10.

(90) Ibid., p. 116.

(91) Ibid., p. 10.

(92) C. Paul Jannis, Carl H. Poedtke, Donald R. Ziegler, Managing and Accounting for Inventories, Appendix B, “International Accounting Standards”, p. 374.

産が原価から正味実現可能価額に切り下げられた場合には、その旨を注記すべきである。『時価』とか『簿価』という用語は意味が不明確であり、使用してはならない。⁽⁹³⁾と述べて、「時価」の意味を純実現可能価額として特定化した用語を使用すべきことが主張されている。

③ lower of cost and net realizable value less net normal profit

「時価」を“net realizable value less normal profit”（以下「利益実現可能価額」と略称）として特定化した場合の低価基準を表現する用語が，“lower of cost and net realizable value less normal profit”（以下「利益実現可能価額低価基準」と略称）である。

この用語は、ムルカイによって使用されている。すなわち、ムルカイは「多くの小売業によって用いられている小売棚卸法は、lower of cost and net realizable value less normal profit と等しい棚卸資産評価額を得るための特殊な方法⁽⁹⁴⁾を意味している。」と述べ、同用語を使用している。

III. 用語解消論

これまでは、低価基準の呼称用語に関して、その用語が存在することを前提として、当該用語の形式的ないし実質的相違にもとづく種々の多様性について、考察してきた。

しかし、そのようなアプローチとは対照的に、「用語解消論」の見解もみられる。米国会計学会の見解がそれである。すなわち、1936年以後の会計原則の制定および改訂に関する米国会計学会の一連の『ステートメント』には、明らかに、低価基準の「意味」を指していると考えられる論述はみられる。しかし、その一連の『ステートメント』においては、低価基準に関する呼称用語は、まったくみられない。それでは、何故に低価基準という用語は消滅したのであるか。呼称用語の消滅は、低価基準が単に形式的に消滅したことを意味するのか。それとも、低価基準は本質的に消滅したのだろうか。

(93) 日本公認会計士協会「公開草案第2号、国際会計基準—取得原価主義会計における棚卸資産の評価および表示（案）」、12頁。

(94) Gertrude Mulcahy, The Use and Meaning of “Market” in Inventory Valuation (Toronto, 1976), p. 13.

このような疑問に対して、低価基準という用語の解消した理由は、次のように考えることができるであろう。まず、米国会計学会の見解では、低価基準は原価配分思考の下に純化されて原価主義的に理解されているから、低価基準はもはや低価基準という用語を使用する意義がなくなったということである。言い換えると、米国会計学会の見解においては、低価基準は原価主義の一種として理解されている。したがって、それにもかかわらず、低価基準“cost or market”という用語ないし表現を用いれば、そのような表現は低価基準が原価主義から逸脱しているか、あるいは、少なくとも原価主義とは異質の評価基準が存在していることを意味することになるから、低価基準という用語は回避されたのであろう。すなわち、低価基準は、それが評価の原則である原価主義として確立される過程において発展的に解消したものだといえるであろう。

次に、解消論の根拠は、低価基準“cost or market”という用語における「時価」の解釈にまつわる多義性ないし複雑性を排除するためであると考えられる。

さらに、「米国型低価基準観」においては、評価損は有用性の減少の原因いかんとは無関係にすべて同質的に処理されるから、物的損傷等に起因する有用性の喪失した原価分の測定手続に対しては、それが当然に原価主義に属するために“低価基準”という用語の使用が回避されるべきであることになる。それと同様に、価格下落に起因する有用性の喪失された原価分の測定手続に対しても、価格下落と物的損傷等が有用性の喪失原因として同質視される限り、また、低価基準という用語の使用は回避されるべきことになるのである。

このように理解することは、リーランド (Thomas W. Lealand) の論述からも正当化されるであろう。1941年6月に公表された『財務諸表の基礎となる会計原則』(Accounting Principle Underlying Corporate Financial Statements) を改訂すべく、当時の会長であったコーラー (Eric L. Kohler) によって「米国会計学会原則改訂委員会」(Committee On Revision of the Statement of Principles of the American Accounting Association) が任命され、その委員会によって報告書が作成された。その委員の1人であったリーランドは、当該報告書の中で、「棚卸資産」について、次のように述べているのである。すなわち、「“cost or market”という表現は、改訂ステートメントでは回避されるであろう。その理

由は、当該表現は原価および原価費消という基本原則からの離脱を意味しているからである。本委員会は、評価の基礎は実現可能価額で回収可能な原価部分たるべきである、と確信している。」と述べ、さらに「本委員会は、また、“cost or market” という語句に反対している。当該語句は、多くの会計士によって時価が取替原価と純実現可能価額との両者を指すものとして普通に使用されていることに起因している。そのような多様な概念に対して単一の用語を使用することは、不幸なことである。」と述べていることから、正当化されるであろう。つまり、この引用から明らかなように、“cost or market” という表現は、評価原則である原価原則および原価費消原則からの逸脱を意味しているから、そのような表現を回避して、当委員会の基本的立場である評価の基礎としての回収可能原価主義に低価基準を実質的に同化させることによって、低価基準という形式的名称の解消をはかったものであるといえるのである。他方、“cost or market” という用語においては、「時価」(“market”)に関し、現実には多様な意味がみられるにもかかわらず、単に「時価」という単一の用語が用いられているため、そのような不明確性ないし複雑性を排除すべく“cost or market” という用語の回避をはかったものである、といえるであろう。

かくして、米国会計学会の見解は、次のような特徴をもつといえるであろう。すなわち、低価基準を純化して実質的に原価主義概念に包含させるべく試みただけでなく、それに呼応して形式的には低価基準という名称を回避した点で、さらに、「時価」に関する複数の概念を「純実現可能価額」説で統一している点で、米国会計学会の見解は、米国公認会計士協会の低価基準観に比較して、徹底して純「原価主義化」、「統一化」、および「理論化」の傾向にあるといえる。これとは対照的に、米国公認会計士協会の低価基準観は、低価基準の原価主義概念への包括化はみられるが、反面、「低価基準」という名称が依然として存続し、また、時価に関する考え方も複雑であって「妥協の産物」という特徴をもっている、といえるであろう。

IV. 結 論

これまで、低価基準の呼称に関する用語について、考察してきた。

その際、低価基準の呼称用語を「形式的相違」と「実質的相違」に区別し、

我国と米国の場合とに分けて考察した。我国の場合には、「低価主義」、「低価基準」、および「低価法」等が一般的用語である。これらの用語は、評価原則に関する基礎的概念とその具体的適用手続を意味する形式的相違にもとづく用語として理解される場合と、他方、低価基準の本質観の異なる実質的相違にもとづく用語として主張される場合とがある。また、米国の場合においては、やや複雑ではあるが、同様に、「形式的相違」と「実質的相違」に基づく用語に分類できるであろう。形式的相違に基づく用語は、「一般的慣行」・「文法的正確性」・「コンマ」・「ハイフン」等に起因する形式的用語であり、他方、実質的相違に基づく用語は、低価基準に関する本質観ないし「時価」の解釈に関する相違を表現するための実質的用语である。

実質的用语は、低価基準の本質観の相違を反映するものであって、その本質観の相違には「静的低価基準観」と「動的低価基準観」がある。前者の「静的低価基準観」を反映した呼称用語が慣行的な“cost or market, whichever is lower”ないし“lower of cost or market”である。また、後者の「動的低価基準観」を反映した呼称用語については、米国会計学会と米国公認会計士協会の両見解が考察された。すなわち、「動的低価基準観」に立脚して低価基準が原価主義として同質化されるために呼称用語は解消されるべきであるとする米国会計学会の見解と、逆に、「動的低価基準観」に立脚するからこそ本来的には呼称用語は当該低価基準観を反映すべき“lower of cost or residual useful cost”たるべきであるが、「実践性」への配慮から結果的には慣行的な“lower of cost or market”の用語が継続して使用されるべきであるとする米国公認会計士協会の見解がそれである。

このような動的低価基準観に係わる呼称用語に関する見解の相違は、どのように理解すべきであろうか。低価基準の呼称用語が低価基準の本質観の反映である以上、あるべき呼称用語の確立ないし解決のためには、あるべき低価基準の本質観を確立することが先決である。

それでは、あるべき「低価基準の本質」観はいかに確立されるべきであろうか。それは、次の三つの観点から考察されるべきであろう。すなわち、(イ) 棚卸資産の属性、(ロ) 費用ないし損失の認識原則（発生原則）観、および (ハ) 原価主義観がそれである。

まず、「棚卸資産の属性」については、それは会計的、経済的、および経営的な三つの観点から把握されるべきであろう。会計的観点から把握される棚卸資産の本質、すなわち、「会計的属性」とは、「費用性」（「売上費用性」ないし「売上原価性」）として棚卸資産を理解することである。このことは、近代会計が動的会計として確立されることからくる当然の帰結であるといえるであろう。他方、経済的観点から把握される棚卸資産の本質、すなわち、「経済的属性」とは、「プロフィット・ポテンシャル」であり、言い換えると、収益潜在力ないし収益稼得力である。このことは、企業の目的としている稼得活動が棚卸資産の生産（ないし購入）販売によって充足されることから理解できるであろう。さらに、「経営機能的属性」とは「販売性」である。棚卸資産のもつ会計的属性および経済的属性は、経営的属性である販売によって具体化される。なお、我国の棚卸資産意見書にみられる棚卸資産の概念規定は経営機能的観点からなされているのであるが、そのような経営機能的規定が、会計に関する規定である「企業会計原則」において、果して会計的にいかなる意味をもつかは疑問とすべきであろう。

次に、費用ないし損失の認識原則としての「発生原則」観とは、費用ないし損失を会計的にいかに認識計上すべきであるかということである。この発生原則の原則的理解の仕方については、古くから問題として指摘されているところである。要するに、それは原因発生原則か消費発生原則の何れとして理解すべきであるかということである。時価下落を会計的に損失として認識計上すべきか否かが問題である限り、その会計的認識原則である発生原則について、共通の原則的理解がなければならないことは、当然のことであるといえるであろう。しかしながら、我国においては、発生原則観は二分されており、したがって、何れを妥当な発生原則観とするかについては、議論のあるところである。

しかし、発生原則は、次のように理解すべきであろう。すなわち、会計の対象としている企業活動が生産・販売という物的活動であって、当該物的活動に伴う価値犠牲を費用ないし損失として認識計上することが会計の測定ファンクションである。その限り、そのような物的費消事実の確認を通して費用ないし損失を認識計上すべきであるとする消費発生原則が妥当であるというべきであろう。

さらに、原価主義観については、いかに理解すべきであろうか。この原価主義は、一般に自明の概念として使用されているために、その本質はかえって不明確であるといつてよい。加えて、低価基準が原価主義として理解されるようになったために、原価主義概念はますます不明確ないし混乱するようになったといつてよいのである。

ところで、原価主義の属性ないしその概念規定にあたっては、二つのメルクマールをあげることができる。一つは、費用化（ないし回収）の枠または基礎が取得原価であることであり、今一つは、各期間の費用化額（評価ないし回収）の測度もまた取得原価自身であることである。費用ないし損失が発生原則の具体的適用形態としての原価配分原則によって限定される限り、費用化の枠ないし総額が取得原価であることは当然であるといえる。なぜなら、原価配分原則は取得原価の存在を前提としているからである。重要なことは、原価主義においては各期間の費用額の測定もまた取得原価自身によってなされるということである。費用が取得原価自身によって測定ないし配分されることは、棚卸資産の販売による売上費用の測定の例を考えれば、明らかであろう。つまり、棚卸資産が販売された場合、販売数量に対して「単位当仕入原価」（すなわち単価）を乗じて売上費用が算定されるのであるから、それは、費用額が原価自身によって測定されることを意味することが理解できるであろう。すなわち、棚卸資産原価の配分は原価自身によってなされることが理解できるであろう。この点は、いくら強調しても強調し過ぎることはない。なぜなら、低価基準が動態論の観点から原価主義として理解されるようになったために、逆に原価主義の意味が不明確になり、その結果、また低価基準観もいっそう不明確ないし混乱をきたすに至っているのであるが、その主な原因は上述の原価主義の属性に対する認識を欠いたことにあるからである。

さて、これまで考察してきた「三つの観点」から、「低価基準の本質」はどのようにして規定されてくるのであろうか。

まず、「棚卸資産の属性」との関係について、考察しよう。棚卸資産の経済的屬性である「プロフィット・ポテンシャル」ないし収益稼得力、および会計的屬性である「費用性」は、その経営機能的屬性である「販売性」の作用によって具体化される。つまり、棚卸資産は「販売」という同一事実によって「収

益」を実現させると共に「費用」を発生させる。その際、「収益」は時価（すなわち販売価格）によって測定表示され、「費用」は取得原価によって測定表示される。しかも、現代の会計が、収益が販売を内実とする実現主義によって認識され、他方、費用が販売という費消を内実とする発生原則によって認識されることを前提とする限り、未販売の段階、すなわち収益未「実現」・費用未「発生」の段階では、収益の下限は取得原価でありかつ費用の上限は取得原価であって、両者は等しく「取得原価」として同一化されている。このことは、棚卸資産のもつ三つの属性の関係から理解されるところである。すなわち、棚卸資産の属性には会計的属性（すなわち費用性）と経済的属性（すなわち収益性）があって、両属性は共に経営的属性である販売性の機能によって具体化される。そのことによって、初めて、会計的には、実現原則および発生原則によって各々収益と費用が認識されることになる。したがって、販売前の棚卸資産の「取得原価」は、未実現収益と未発生費用を共に表現しているのである。このような関連からみて、まず、経済的属性であるプロフィット・ポテンシャル、すなわち棚卸資産の経済的「有用性」は終局的には時価によって測定表示されるものであり、他方、販売前の「有用性」の下限は取得原価であるから、時価の取得原価以下への下落は明らかに「有用性」の喪失ないし減少であるといえるであろう。なかんずく、時価下落の原因ないし有用性減少の原因が物的原因（損傷等）である場合は疑問の余地がない。問題は、そのような「有用性の喪失」は、会計的に「損失」であるか否かということである。言い換えると、時価下落による有用性の喪失は、費用ないし損失の認識原則によって会計的に認識されるか、ということである。つまり、時価下落による有用性の喪失は、経済的には客観的であって有用性の減少を意味するとしても、経済的に客観的な有用性の喪失は会計的にもまた客観的であるか否かということである。要するに、時価下落による有用性の喪失は、経済的喪失ないし損失とはいっても、会計的損失といえるか否かということである。つまり、次の問題は、「棚卸資産の属性」と「発生原則」との関係いかんである。

このような時価下落による有用性喪失が「会計的損失」であるか否かは、会計的費用認識原則である発生原則観にかかっているといえる。すなわち、有用性の喪失は『原因発生原則』観に立てば「会計的損失」でもあり、他方、「消

費発生原則」観に立てば「会計的損失」ではないであろう。言い換えると、時価下落に伴う有用性の喪失は、『原因発生原則』の観点からは「経済的損失」は即「会計的損失」となるのであるが、他方、「消費発生原則」観の立場からは、時価下落に伴う有用性の喪失は「経済的損失」ではあっても「会計的損失」ではなく、それは会計的には潜在的損失ポテンシャル・ロスでしかないといえるであろう。

それでは、何れの発生原則観が妥当であるだろうか。それは既に論じたように、「消費発生原則観」が妥当であるというべきである。なぜなら、発生原則とは費用ないし損失の認識原則であって、費用ないし損失は企業活動に起因する価値犠牲であるが、当該企業活動は具体的な財貨用役の生産販売という物的活動を意味するからである。

さらに、時価下落が「会計的損失」たりえないことは、我国の「企業会計原則」における「正規の簿記の原則」の観点からも、理解できるであろう。すなわち、「正規の簿記の原則」によれば、企業会計はすべての取引につき正確な会計帳簿を作成しなければならないとされている。その場合、「時価下落」は果して「取引」であるといえるか否かが疑問だからである。「取引」とは資産・負債・資本の増減に影響を及ぼす事象のことであるから、それは物的事象である。そうである限り、「時価下落」は「取引」ではなく、原則的には、会計的記帳の対象とはなりえないからである。したがって、「時価下落」は「発生原則観」および「正規の簿記の原則」からみて、「会計的損失」とはなりえないというべきである。

このように理解してくると、低価基準の原価主義性いかなも明らかとなってくるであろう。つまり、いま一つの観点である原価主義と低価基準の関係も明らかである。

低価基準が「動的低価基準」として理論化されて以来、典型的には米国会計学会ないし米国公認会計士協会（公報43号等）の見解にみられるように、低価基準は原価主義であると主張されるのが一般である。果して、低価基準は原価主義であるといえるであろうか。この問題を解決するにあたって、重要なことは、原価主義の定義いかなであり、また、公報43号等の見解において主張されている原価主義の意味いかなである。

まず、原価主義の概念規定は、既述のごとく、二つの属性の観点からなされ

た。すなわち、(イ) 費用化ないし配分の枠が取得原価であること、および(ロ) 費用額ないし配分額の測定が原価自身によってなされること、がそれであった。他方、公報43号等の見解でいわれる原価主義とは回収可能原価主義のことである。そこでは、時価は取得原価の中の回収不能分ないし有用性喪失分の単なる測定尺度にすぎないと規定されている。したがって、原価主義の概念規定からみる限り、回収可能原価主義としての原価主義が原価主義でないことは明らかである。なぜなら、回収可能原価主義においては、回収ないし配分の枠は取得原価ではあるが、各期間の費用額ないし配分額は原価自身によって測定されるのではなくて、時価によってしか測定されえないからである。つまり、回収可能原価主義は原価主義のもつ二つの属性を共に満足させることができないからである。したがってまた、低価基準が損益計算の観点から有用性概念を基礎にした費用配分法として、すなわち、動的低価基準として理解されようとも、それは原価主義でもなければ、また、原則的な費用配分法でもないというべきである。なぜなら、費用配分法とは費用の「発生」の会計的認識を前提とした当期「発生」費用額の具体的限定方法であるにもかかわらず、時価下落に係わる低価基準の場合には損失の「発生」が会計的には認識されえないからである。損失が会計的に認識されえない以上、低価基準は費用配分法たりえないからである。したがってまた、費用ないし損失の「発生」が会計的に認識されえない限り、費消された原価を費用ないし損失として原価自らを測度として測定ないし配分することはできないからである。したがって、あえて低価基準を他の一般の費用配分方法と区別すれば、低価基準は「取得原価の配分方法」とはいえても、それは「未費用の配分法」であって決して「『費用』配分法」ではないというべきである。なぜなら、前者が費用ないし損失の「発生」の会計的認識を前提としていないのに対して、後者は費用ないし損失の会計的認識を前提としているからである。

このように、「棚卸資産の属性」、「費用認識の原則」、および「原価主義の概念規定」に関する考察、かつ、これらの三つの観点と低価基準との関連から、「低価基準の本質」は明らかとなるであろう。すなわち、低価基準は経済的な「有用性の喪失」を計上するものであって、当該喪失は、いわば「経済的損失」とはいえても「会計的損失」ではない。それは、会計的には、未「発生」

一未実現と表現すべきではない—の潜在的損失にしかすぎないのである。したがって、要するに、低価基準は「費用」（ないし「損失」）の配分を行うのではなくて、会計的には未解消の取得原価の配分を行うものでしかない。したがって、未解消原価の配分手続でしかない低価基準は、そのような未解消原価の配分にあたっては原価自らを測度として測定ないし配分しえないのであるから、必然的に「時価」が介在せざるをえないものである。したがって、低価基準は純粹の原価主義と同質でないことは疑問の余地がない。すなわち、低価基準はたとえ配分ないし回収の枠（ないし基礎額）は取得原価に立脚していても、かつ介在する「時価」が単なる配分の手段にしかすぎないと理解されようとも、配分額の配分方法ないし測定手続に時価の介在が本質的に不可避である限り、それは伝統的な原価主義とは異質のものである。しかも、その場合の時価は会計的には予想される回収不能原価ないし非有用原価の配分ないし測定の手続として機能するものであるから、当該時価の内在する低価基準は「有用原価主義」ないし「回収可能原価主義」である。なぜなら、そのような低価基準は有用性ないし回収可能性によって基礎づけられ、当該有用性ないし回収可能性の本質的測度は時価だからである。すなわち、低価基準の本質は、経済的に喪失された有用原価ないし回収不能原価を、それが会計的には未「発生」の潜在的損失であるにもかかわらず、取得原価を配分または回収（ないし有用性）の上限ないし基礎価額として「時価」の媒介によって配分ないし測定する手続のことである。つまり、低価基準の本質は、「有用原価主義」、「回収可能原価主義」、「取得原価以下主義」、ないし「取得原価上限主義」である。

それゆえ、低価基準の本質が「取得原価以下主義」（「有用原価主義」ないし「回収可能原価主義」）である限り、当該本質を反映すべく低価基準の呼称用語も、また、そのように称すべきであろう。

なお、より厳密に吟味すれば、上述の結論は有用性の喪失原因として「時価下落」のみを前提として論じてきたのであるから、「米国型低価基準」に対しては完全に妥当するものではないのである。すなわち、「米国型低価基準」は、一方では会計的損失を計上し、したがって、それは費用配分法でありかつ原価主義であるが、他方では同低価基準は経済的損失をも計上し、したがって、それは費用配分法ではなく、また原価主義でもないのである。つまり、「米国型

低価基準」とは、典型的には公報43号等によって代表されるごとく、低価基準を損益計算の観点から有用性ないし回収可能性を基礎にした原価配分法として規定することである。ここでは有用性の喪失原因である「損傷等」と「時価下落」とはすべて同質視され、時価は喪失された有用性原価の単なる測定手段にすぎないとされるのである。このように、米国型低価基準において有用性の喪失原因に関して異質の要因が同質視されるのは、同低価基準が有用性概念に基礎づけられている限り、当然であるといえよう。なぜなら、「有用性」とはプロフィット・ポテンシャルないし収益稼得力であって、それは棚卸資産の経済的属性に依拠するのであるから、そのような経済的観点からみる限り、「損傷等」と「時価下落」とは等しくサービス・ポテンシャルの喪失としてはまったく同質だからである。

しかし、重要なことは、「損傷等」と「時価下落」とは棚卸資産の経済的属性の観点からは同質ではあっても、会計的属性の観点からは異質であるということである。すなわち、「損傷等」は疑いもなく物的事象であるから、それは会計的にも正当に「発生原則」によって認識される「損失」である。したがって、「損傷等」は「費用配分原則」によって正当に限定されるから、当該損失を測定する手続は正しく純粋の原価主義である。これに対して、「時価下落」は繰り返すまでもなく物的事象ではないから、それは会計的には正当に「発生原則」によって認識される損失ではない。したがって、「時価下落」は発生原則の具体的適用としての費用配分原則によって正当には限定されえないから、それは会計的には潜在的損失にしかすぎない。それゆえ、そのような潜在的損失を測定する手続は原価主義ではないのである。

要するに、「損傷等」と「時価下落」とは、「有用性の喪失」として共に経済的には客観的であり、したがって、「経済的損失」としては、共に同質である。しかし、会計的には、「損傷等」が客観的であり、したがって「会計的損失」でもあるのに対して、「時価下落」は客観的ではなく、したがって「会計的損失」ではなくて「潜在的損失」でしかないのである。それゆえ、「損傷等」には費用配分法が妥当するから、当該要因に起因する測定手続は原価主義であり、他方、「時価下落」には費用配分法は妥当しないから、当該要因に係わる潜在的損失の測定手続は原価主義ではないのである。

それゆえ、このような会計的には異質の意味をもつ「損傷等」と「時価下落」

とが、「米国型低価基準」ないし動的低価基準においては共に会計的に同質視され、したがって両要因は共に低価基準の適用対象とされているから、「米国型低価基準」は、一面では原価主義であるが他面では原価主義ではないことになるのである。つまり、上述の結論（すなわち、低価基準は回収可能原価主義であって原価主義ではないこと）は、一面では妥当するが、他面では妥当しないのである。要するに、「米国型低価基準」は、会計的に純化されたものではなくて、『『経済』と『会計』の妥協の論理』に立脚しているというべきであろう。

なおまた、我国の企業会計原則・「貸借対照表原則五のA」の「第1項但書」では、「ただし、時価が取得原価より著しく下落したときは回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならない。」と規定されている。それは、しばしば「強制低価法」と呼ばれている。この「但書」は有用性の喪失原因としての「時価下落」に係わるものであるから、それが販売以前である限り、一見、これまでの考察からいえば、当該要因に起因する損失は、「経済的損失」ではあっても、「会計的損失」ではないと理解されることになるであろう。すなわち、時価下落は「発生原則」によっては認識されえず、したがって当該損失は「費用配分原則」によって限定されえないから、当該損失の測定手続は原価主義ではないと理解されることになるであろう。

しかし、「第一項但書」の規定が「時価下落が著しいこと」および「回復不能ないし予測不能」を前提とする限り、それは経済的陳腐化と同質であると理解すべきであろう。したがって、それは物的喪失と同質であると理解することができる。したがってまた、「回復不能ないし不明の『顕著な時価下落』」は、経済的な「有用性の喪失」であるばかりでなく、会計的にも客観的であって発生原則によって認識される「会計的損失」である。したがって、そのような時価下落は発生原則の具体的適用である「費用配分の原則」によって限定されることになるから、当該損失の測定手続は純粹の「原価主義」に属すると理解すべきであろう。

それゆえ、「貸借対照表原則五のA」の「第一項但書」は、原価主義であって低価基準ではないと理解すべきであるから、同但書は「強制低価法」と呼ぶのは妥当ではないと理解すべきであろう。第一項但書の規定は正しく原価主義そのものであると理解されるからである。